

令和8年5月28日（木）

1 目 目

（条例・補正予算等上程審議、質疑・討論・一部採決、常任委員会付託）

令和8年5月28日～6月9日

町議会定例会会議録

令和8年5月28日第3回上三川町議会定例会は、上三川町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 隅内 和男	第2番 松本 信明
第3番 鶴見 典明	
第5番 上村 康幸	第6番 篠塚 啓一
第7番 志鳥 勝則	第8番 海老原友子
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 田村 稔	第12番 稲見 敏夫
第13番 小川 公威	第14番 稲川 洋

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 隅内 和男	第2番 松本 信明
第3番 鶴見 典明	
第5番 上村 康幸	第6番 篠塚 啓一
第7番 志鳥 勝則	第8番 海老原友子
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 田村 稔	第12番 稲見 敏夫
第13番 小川 公威	第14番 稲川 洋

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 大山 光夫 書記（総務係長） 山崎 圭美
書記（主査） 石川 雄大

5. 執行機関より出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	和田 裕二
教 育 長	増渕 忍	総務課長	星野 和弘
企画課長	佐藤 史久	税務課長	信夫 一行
住民課長	高橋 文枝	地域生活課長	沢邊 孝
健康福祉課長	柴 光治	子ども家庭課長	浜野 知子
農政課長兼農業委員会事務局長	松本 勝彦	商工課長	保坂 武志
都市建設課長	鈴木 伸司	建築課長	星野 敏克
上下水道課長	猪瀬 保夫	会計管理者兼会計課長	海老原昌幸
教育総務課長	日野 妙子	生涯学習課長	深谷 昇

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2	会期の決定	
日程第3	報告第5号	令和7年度上三川町一般会計予算継続費繰越計算書について
日程第4	報告第6号	令和7年度上三川町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
日程第5	報告第7号	令和7年度上三川町一般会計予算事故繰越し繰越計算書について
日程第6	報告第8号	令和7年度上三川町水道事業会計予算繰越計算書について
日程第7	報告第9号	令和7年度上三川町下水道事業会計予算繰越計算書について
日程第8	議案第37号	町長の専決処分の承認を求めることについて（上三川町税条例等の一部改正に関する専決処分）
日程第9	議案第38号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第10	議案第39号	上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第11	議案第40号	上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第12	議案第41号	上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第13	議案第42号	上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第14	議案第43号	上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第15	議案第44号	上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第16	議案第45号	上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第17	議案第46号	上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第18	議案第47号	上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第19	議案第48号	上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第20	議案第49号	上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第21	議案第50号	上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第22	議案第51号	上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第23	議案第52号	上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第24	議案第53号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第25	議案第54号	財産の取得について（学習者用端末（Wi-Fi型））
日程第26	議案第55号	上三川町税条例の一部改正について
日程第27	議案第56号	上三川町がん検診等に関する一部負担金条例の一部改正について
日程第28	議案第57号	令和8年度上三川町一般会計補正予算（第1号）
日程第29	議案第58号	令和8年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
追加日程第1	議案第59号	令和8年度上三川町一般会計補正予算（第2号）

午前10時00分 開議

○議長【稲川 洋君】 皆さん、御起立願います。

(全員起立)

○議長【稲川 洋君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【稲川 洋君】 御着席ください。

令和8年第3回上三川町議会定例会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、条例制定や補正予算などの重要議案が提出されます。議員各位には慎重に審議を尽くされ、町民の負託に応えられますよう期待いたします。また、議会運営につきましても御協力をお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

ただ今から令和8年第3回上三川町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

ただ今の出席議員数は13人です。

なお、議場内が暑くなっておりますので、上着の脱衣を許可します。

○議長【稲川 洋君】 日程に入る前に諸般の報告をいたします。

議会事務局長に報告させます。議会事務局長。

○議会事務局長【大山光夫君】 それでは、諸般の報告をいたします。

まず、監査関係では、御手元の配付のとおり、令和8年2月分から4月分までの3カ月分の例月現金出納検査結果が提出されております。また、組合議会関係では、令和8年第1回石橋地区消防組合議会定例会審議結果及び令和8年第1回小山広域保健衛生組合議会定例会審議結果が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長【稲川 洋君】 日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【稲川 洋君】 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、8番・海老原友子君、9番・勝山修輔君を指名いたします。

○議長【稲川 洋君】 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会で慎重に審議され、お手元に配付のとおりであります。

会期日程案について、議会運営委員長の報告を求めます。8番、議会運営委員長、海老原友子君。

(8番・議会運営委員長 海老原友子君 登壇)

○8番・議会運営委員長【海老原友子君】 本日招集されました令和8年第3回町議会定例会の会期・運営につきまして議長より諮問され、5月8日、20日に議会運営委員会を開き協議をいたしましたので、その結果について御報告いたします。

本議会に執行部から付議された案件は、報告５件、議案３２件、一般質問通告は９人であります。

会期につきましては、本日５月２８日から６月９日までの１３日間といたしました。

１日目の本日は、会期等の決定後、執行部からの議案の全てを上程し、議案第３７号の町長の専決処分の承認について、及び議案第５７号から議案第５９号までの補正予算につきましては、委員会付託を省き、提案理由の説明後、全体質疑・討論を行い、本日採決をお願いいたします。

議案第３８号から議案第５３号については、人事案件のため、提案理由の説明後、質疑・討論を省き、採決をお願いいたします。

議案第５４号から議案第５６号につきましては、提案理由の説明後、質疑を行い、所管の常任委員会に付託し、審査をお願いいたします。

付託する委員会、お手元の付託案件一覧表のとおりであります。

２日目から４日目は休会といたします。

５日目、６日目は、一般質問をくじで決定した順により９人が行い、５日目５人、６日目４人といたしました。

７日目は休会といたします。

８日目、９日目は常任委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。

なお、委員会の開会は午前９時でお願いいたします。

１０日目、１１日目は休日のため休会といたします。

１２日目は休会といたしますが、常任委員会の審査結果報告書の作成日といたしましたので、委員長は報告書の取りまとめをお願いいたします。

１３日目を最終日とし、各委員長より付託案件の審査結果報告をいただき、質疑・討論・採決を行い、全議案を議了したいと思います。また、最終日には議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査に対し採決をお願いいたします。

なお、諸般の都合で日程に変更があった場合は、議長において取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長【稲川 洋君】 お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から６月９日までの１３日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【稲川 洋君】 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から６月９日までの１３日間と決定いたしました。

○議長【稲川 洋君】 日程第３、報告第５号「令和７年度上三川町一般会計予算継続費繰越計算書について」から、日程第７、報告第９号「令和７年度上三川町下水道事業会計予算繰越計算書について」の５議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました報告第５号から報告第９号までを一括説明いたします。

報告第5号「令和7年度上三川町一般会計予算継続費繰越計算書」につきましては、令和7年度一般会計予算における継続費の通次繰越しとして令和8年度へ繰り越した額について、地方自治法施行令第145条第1項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

内容につきましては、第2款総務費、庁舎・設備維持修繕事業の通次繰越額6億3,397万9,000円。財源内訳は、繰越金2億2,737万9,000円、地方債4億660万円でございます。

第7款商工費、道の駅整備推進事業の通次繰越額632万6,000円。財源は全額一般財源で、継続年度である令和8年度へ繰り越したものでございます。

次に、報告第6号「令和7年度上三川町一般会計予算繰越明許費繰越計算書」につきましては、令和7年度一般会計予算における繰越明許費として令和8年度へ繰り越した額について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

事業名、金額、繰越額、財源等の詳細につきましては、議案書記載の令和7年度上三川町一般会計予算繰越明許費繰越計算書のとおりでございます。

本事業については、令和7年度内に事業が完了しないことから、令和8年度へ繰り越したものでございます。

次に、報告第7号「令和7年度上三川町一般会計予算事故繰越し繰越計算書」につきましては、令和7年度一般会計予算における事故繰越しとして令和8年度へ繰り越した額について、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

事業名、金額、繰越額、財源等の詳細につきましては、議案書記載の令和7年度上三川町一般会計予算事故繰越し繰越計算書のとおりでございます。

本事業については、令和7年度内に事業が完了しなかったことから、令和8年度へ繰り越したものでございます。

次に、報告第8号「令和7年度上三川町水道事業会計予算繰越計算書」につきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定により令和8年度へ繰り越した経費について、同条第3項の規定により報告するものでございます。

事業名、繰越額、財源等の詳細につきましては、議案書記載の令和7年度上三川町水道事業会計予算繰越計算書のとおりでございます。

本事業については、令和7年度内に事業が完了しなかったことから、令和8年度へ繰り越したものでございます。

次に、報告第9号「令和7年度上三川町下水道事業会計予算繰越計算書」につきましては、地方公営企業法第26条第1項及び第2項ただし書の規定により、令和8年度へ繰り越した経費について、同条第3項の規定により報告するものでございます。

事業名、繰越額、財源等の詳細につきましては、議案書記載の令和7年度上三川町下水道事業会計予算繰越計算書のとおりでございます。

いずれの事業も令和7年度内に事業が完了しなかったことから、令和8年度へ繰り越したものでござ

います。

以上で報告第5号から報告第9号までの説明を終わります。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたが、報告第5号から報告第9号につきましては、これをもって終わります。

○議長【稲川 洋君】 日程第8、議案第37号「町長の専決処分の承認を求めることについて（上三川町税条例等の一部改正に関する専決処分）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第37号「町長の専決処分の承認を求めることについて」御説明いたします。

本案件は、地方税法の一部を改正する法律等が施行されることに伴い、税条例、国民健康保険税条例及び都市計画税条例の一部を改正し、本年4月1日から施行する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川 洋君】 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川 洋君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第37号「町長の専決処分の承認を求めることについて（上三川町税条例等の一部改正に関する専決処分）」を承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第37号は承認することに決定いたしました。

○議長【稲川 洋君】 日程第9、議案第38号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第38号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」御説明いたします。

来る7月31日をもちまして、固定資産評価審査委員会委員の坂本佐栄重氏が任期が満了となります。つきましては、坂本氏の後任に、新たに吉澤佳子氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、選任について議会の同意を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件については質疑・討論を省き、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 異議なしと認めます。したがって議案第38号は質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これから採決いたします。

議案第38号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第38号は同意することに決定いたしました。

○議長【稲川 洋君】 日程第10、議案第39号から日程第23、議案第52号までの「上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の14議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第39号から議案第52号までの「上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、一括説明いたします。

本案件は、7月19日に現在の農業委員会委員の任期が満了することに伴い、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、以下の方々を農業委員会の委員として任命したく、同項に規定する議会の同意を求めるものでございます。

議案第39号、大字梁在住の伊澤幸延氏は、上三川町農業公社の局長を歴任し、農政部門に携わった経験があり、人格、識見とも優れた方で、農業委員会委員として適任であると考えております。

議案第40号、大字大山在住の伊澤伸樹氏は、認定農業者であり、長年にわたり農業に従事されており、人格、識見とも優れた方で、農業委員会委員として適任であると考えております。

議案第41号、大字五分一在住の上野一成氏は、長年にわたり農業に従事されており、人格、識見とも優れた方で、農業委員会委員として適任であると考えております。

議案第42号、大字三本木在住の上野弓子氏は、認定農業者であり、現在も農業委員を務められております。人格、識見とも優れた方で、農業委員会委員として適任であると考えております。

議案第43号、大字上三川在住の海老原勉氏は、認定農業者であり、長年にわたり農業に従事されており、人格、識見とも優れた方で、農業委員会委員として適任であると考えております。

議案第44号、大字上三川在住の大島広司氏は、自治会の産業部委員長などの経験があり、人格、識見とも優れた方で、農業委員会委員として適任であると考えております。

議案第45号、大字石田在住の國谷成央氏は、認定農業者であり、人格、識見とも優れた方で、農業委員会委員として適任であると考えております。

議案第46号、大字上郷在住の斎藤房夫氏は、認定農業者であり、人格、識見とも優れた方で、農業

委員会委員として適任であると考えております。

議案第４７号、大字上三川在住の柴山洋氏は、元上三川町立小学校校長であり、教育現場での経験を生かし、食育や地産地消に精通しており、人格、識見とも優れた方で、農業委員会等に関する法律第８条第６項に規定する農業委員会の所掌する事項に関し利害関係を有しない農業委員会委員として適任であると考えております。

議案第４８号、大字西汗在住の野沢正氏は、長年にわたり農業に従事されており、人格、識見とも優れた方で、農業委員会委員として適任であると考えております。

議案第４９号、大字多功在住の野沢浩氏は、自治会長などの経験があり、人格、識見とも優れた方で、農業委員会委員として適任であると考えております。

議案第５０号、大字東蓼沼在住の氷室清氏は、認定農業者であり、人格、識見とも優れた方で、農業委員会委員として適任であると考えております。

議案第５１号、大字東汗在住の藤田武志氏は、認定農業者であり、人格、識見とも優れた方で、農業委員会委員として適任であると考えております。

議案第５２号、大字上蒲生在住の北條和正氏は、認定農業者であり、平成２９年７月から令和２年７月まで農業委員会委員を１期務められておられます。人格、識見とも優れた方で、農業委員会委員として適任であると考えております。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件については質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【稲川 洋君】 異議なしと認めます。したがって、議案第３９号から議案第５２号までについては、質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これから、議案第３９号から議案第５２号までの「上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を順次採決いたします。

初めに、議案第３９号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第３９号は同意することに決定いたしました。次に、議案第４０号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第４０号は同意することに決定いたしました。次に、議案第４１号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第４１号は同意することに決定いたしました。次に、議案第４２号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第４２号は同意することに決定いたしました。

次に、議案第４３号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第４３号は同意することに決定いたしました。

次に、議案第４４号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第４４号は同意することに決定いたしました。

次に、議案第４５号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第４５号は同意することに決定いたしました。

次に、議案第４６号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第４６号は同意することに決定いたしました。

次に、議案第４７号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第４７号は同意することに決定いたしました。

次に、議案第４８号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第４８号は同意することに決定いたしました。

次に、議案第４９号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第４９号は同意することに決定いたしました。

次に、議案第５０号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第５０号は同意することに決定いたしました。

次に、議案第５１号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第５１号は同意することに決定いたしました。

次に、議案第５２号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。

こちらで表決の表現をするまでは立つなり座るなりしてください。

再度、採決します。

議案第５２号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第５２号は同意することに決定いたしました。

○議長【稲川 洋君】 日程第24、議案第53号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第53号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」、御説明いたします。

本案件は、現在、本町に置かれている6人の人権擁護委員のうち、稲見和正氏が令和8年9月30日をもって任期満了となることから、その後任に青柳英次氏を推薦するものであり、人権擁護委員法の規定に基づき、議会に意見を伺うものでございます。

青柳氏は、社会的にも信望が厚く、人権擁護について深い理解をお持ちの方でありますので、適任者であると考えます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件については、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これから採決いたします。

議案第53号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」、原案のとおり、人権擁護委員候補者として適任であることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第53号は原案のとおり、人権擁護委員候補者として適任であることに決定いたしました。

○議長【稲川 洋君】 日程第25、議案第54号「財産の取得について（学習者用端末（Wi-Fi型））」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第54号「財産の取得（学習者用端末（Wi-Fi型））」について」を御説明いたします。

本案件は、文部科学省が推進するGIGAスクール構想を実現するために学習者用端末の更新を行うもので、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に規定する財産の取得に当たることから提案するものでございます。

取得しようとする財産につきましては、令和2年度に購入した学習者用端末の入替えによるもので、数量は1,808台でございます。取得価格は9,944万円、契約の相手方は宇都宮市の藤井産業株式会社インフラソリューションズカンパニーでございます。

なお、本年4月21日に物品売買の仮契約を締結いたしております。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入るわけですが、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託しますので、質疑の内容については、努めて基本的な事項としてください。

なお、所属する委員会の内容については、委員会において質疑をお願いいたします。

また、以降の議案においても、委員会に付託する議案に係る質疑については同様の取扱いをお願いいたします。

質疑ありませんか。6番、篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 まず今回、Wi-Fi型を入れ替えるということだと思うんですけど、今現状SIMカードを入れているタイプとWi-Fiのタイプと両方あるかと思うんですけど、今回入れ替えるのは現状あるWi-Fiのタイプだけなのか、それともSIMカードの部分も減るのか、それがまず1点。

次に、児童・生徒は自宅に持ち帰って使ったりしてるかと思うんですけど、実際、全部がWi-Fiのタイプになってしまうと、自宅にWi-Fiの環境がないと使えなくなってしまうというおそれもあるんじゃないのかなと思うんですけど、実際、今、各家庭は100%Wi-Fiの環境が整ってるというのを確認できてるのかっていうところ。SIMカードのタイプがどれぐらい残って、ちゃんと各家庭との割合との整合性が取れてるのかどうかというところも確認をしたいんですけど。以上2点お願いします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今の御質問に関してお答えいたします。

まず1点目でございますが、今回、令和2年度で購入しました機種につきましては、SIMカードが入っているものが500台、Wi-Fi型のものが1,309台の更新になりまして、こちらの1,808台を更新いたします。

まず、持ち帰っているかどうかということなんですが、一部、必要な自宅学習とかで使わせたいという学校につきましては、一部持ち帰りがあるようです。全部が持ち帰っているというわけではございません。

あと、御自宅のWi-Fi環境なんですが、こちらにつきましては、全家庭にまだ入っているという状況ではないというのは確認してございますが、何%くらい入っているというのは、申し訳ありません、今現在は持ち合わせておりません。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 そうすると、今の回答というかお答えだと、SIMカードのタイプってなくなっちゃうのかなという感じでいいんですかね。SIMが500台あって、Wi-Fiが1,309台ということだったと思うんですけど、今回1,808台入れ替えるということは、SIMのタイプが1台もなくなっちゃうのかなという認識でいいのかなと思うんですけど。今の回答の中にもあったように、各家庭全部がWi-Fiが整ってるわけじゃないというところまでは確認してるということですけど、

そうすると、持ち帰って学習したくても、Wi-Fiの環境がなければ当然そのタブレットを使うこと
ってできないんじゃないのかなと思うんですけど、SIMカードのタイプを残すという考えはなかつ
たということですか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

まず、今回につきましては令和2年度に購入したものの更新になりまして、次回、令和10年度
に849台の更新を考えているところですが、そのものについては、まだSIMカードが入っている
という形になってきますので、ちょっと更新、次回のものについては、どういった形で更新するとい
うのがまだ決めてはないところなんですけども、SIMカードがあったほうがいいのかも考えながら、次回
については更新のほうをしていきまして、Wi-Fi型とSIM型と、どういった割合で配置してい
ったほうがよりお子さんのためとか、授業の先生方が使いやすいとか、そういったことを考慮しながら考
えて、全部をSIMをないものにするということにするのか、SIMを一部入れていくということにす
るのかというのは決めていきたいと考えております。以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 今そういったお答えいただいたので、なかなか個人情報とかも関係して、Wi
-Fiが整ってるかどうかというのを全部を全戸調査するというのは難しいかもしれないですけど、
できれば子供たちが十分に活用できるように、そういったもろもろも考えながら、SIMのタイプとか
残していただければと思います。よろしくお願いします。

○議長【稲川 洋君】 答弁はよろしいですか。他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 ないようですので、これで質疑を終わります。

○議長【稲川 洋君】 日程第26、議案第55号「上三川町税条例の一部改正について」を議題とい
たします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第55号「上三川町税条例の一部改正について」
御説明いたします。

本案件は、地方税法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものでござい
ます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたしま
す。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

○議長【稲川 洋君】 日程第27、議案第56号「上三川町がん検診等に関する一部負担金条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第56号の「上三川町がん検診等に関する一部負担金条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、健康増進法に基づき本町が実施するがん検診等につきまして、肺がん検診については、厚生労働省が示す指針の改正により、今後は重喫煙者を対象とした喀痰細胞診の併用を行わないこととして、検査項目から喀痰を削除するとともに、歯周疾患検診については、健康増進法施行規則の改正により、名称を歯周病検診と改めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

○議長【稲川 洋君】 日程第28、議案第57号「令和8年度上三川町一般会計補正予算（第1号）」、及び日程第29、議案第58号「令和8年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第57号及び議案第58号を一括して御説明いたします。

まず、議案第57号「令和8年度上三川町一般会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

今回の補正予算は、橋梁維持管理事業における修繕や、補助金が採択された事業等の当初予算に見込むことができなかった又は見込むことが困難であった経費について対応するため編成したものでございます。

歳入予算につきましては、県支出金では、小学校費委託金を増額補正いたします。繰入金では、財政調整基金繰入金を増額補正いたします。諸収入では、雑入を増額補正いたします。

歳出予算につきましては、民生費では、老人福祉費を増額補正いたします。商工費では、道の駅整備推進費を減額補正いたします。土木費では、橋梁維持費を増額補正いたします。消防費では、宝くじ助成事業費を増額補正いたします。

この結果、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,639万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を154億5,539万円とするものです。

また、継続費を第2表のとおり補正いたします。

次に、議案第58号「令和8年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

今回の補正は、令和8年6月介護報酬改定等に伴う介護保険システム改修による補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ63万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を24億3,863万8,000円とするものでございます。

以上で各補正予算の説明を終わります。なお、詳細につきましては所管課長より説明させていただきますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 所管課長の説明を求めます。企画課長。

○企画課長【佐藤史久君】 それでは、議案第57号「令和8年度上三川町一般会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

歳入から御説明いたしますので、補正予算書の12、13ページを御覧ください。12、13ページでございます。

2の歳入でございます。第15款県支出金、第3項委託金、教育費委託金257万5,000円の増額は、1節小学校費委託金で、県教育委員会から学校安全総合支援事業の委託を受けたため増額するものでございます。

次に、第18款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1,154万円の増額は、今回の補正予算の財源不足分として繰り入れるものでございます。

次に、第20款諸収入、第4項3目雑入227万5,000円の増額は、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業により130万円、一般社団法人関東地域づくり協会の防災倉庫設置等募集によりまして97万5,000円で、いずれも補助事業の採択によるものです。

以上で歳入の説明を終わります。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【柴 光治君】 続きまして、14、15ページを御覧いただければと思います。

3の歳出について説明させていただきます。第3款民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、1節報酬4万円の増額、3節職員手当等26万7,000円の増額につきましては、会計年度任用職員の単価の増などによるものでございます。

次に、5目老人福祉費、7節報償費20万円の減額につきましては、敬老会のアトラクション費用を当初予算では報償費で予算措置しておりましたが、12節委託料として予算措置するため減額するものです。

次に、10節需用費4万4,000円の増額につきましては、敬老会で実施しますアトラクションの出演者数を増員したことによるものです。

次に、12節委託料45万円の増額につきましては、先ほど報償費を減額した20万円と敬老会で実施しますアトラクションの出演者数の増員したことなどによる25万円となっております。

次に、27節繰出金31万9,000円の増額につきましては、介護保険報酬改定等に伴う介護保険システムの改修費用分として、介護保険事業特別会計へ繰り出しするものです。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 続きまして、第7款1項商工費、2目商工振興費、22節償還金、利子及び割引料の3,000円の増額は、コロナ禍の町制度融資利用者の繰上返済により信用保証料の返還が町にございましたが、当該保証料は国のコロナ交付金を財源としていたため、同額を国に返還するためのものとなります。

続きまして、4目道の駅整備推進費、12節委託料の294万3,000円の減額は、事業者選定アドバイザー業務契約を次年度まで延長するため、令和9年度実施予定分の予算を今年度予算から減額するものとなります。

第7款については以上となります。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】 続きまして、第8款土木費、第2項道路橋梁費、4目橋梁維持費1,256万円の増額につきましては、14節の工事請負費で、一級河川鬼怒川に架かる東蓼沼橋の修繕費でございます。当該施設の床板は木材でございまして、損傷のある部材についてはその都度修繕してまいりましたが、直近での損傷の進行が著しく、全体の20%近くまで及んでおり、通行に支障を来しておりますので、適正な維持を図るため補正するものです。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 続きまして、第9款第1項消防費、5目災害対策費、こちらは227万5,000円の増額でございます。14節工事請負費97万5,000円の増額は、明治小学校の旧体育館敷地内に設置予定の防災倉庫設置工事費でございます。18節負担金、補助及び交付金130万円の増額は、宝くじ助成事業が採択されたもので、本郷第2自治会自主防災会の防災資機材整備に対する助成でございます。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 第10款教育費、第1項教育総務費、3目教育研究所費257万5,000円の増額は、7節報償費22万8,000円、次のページ、16、17ページをお開きください。8節旅費6万8,000円、10節需用費95万5,000円及び17節備品購入費132万4,000円の増額で、いずれも本郷北小学校が栃木県の委託事業、学校安全総合支援事業のモデル拠点校に指定されたため、その実施に必要な経費を計上したものでございます。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 第5項保健体育費、1目保健体育総務費100万円の増額は、7月22日水曜日に夏季巡回ラジオ体操・みんなの体操会が上三川日産スクエアを中心に開催されることが決定したことに伴い、10節需用費で、参加者への記念品等として34万7,000円を、また、熱中症対策としての飲物の費用として17万5,000円を、13節使用料及び賃借料で、テント等の会

場設営費用として４７万８，０００円を計上するものです。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ４目給食センター費、１０節需用費１７６万４，０００円の減額と１８節負担金、補助及び交付金１７６万４，０００円の増額は、アレルギーや長期欠席等により恒常的に給食を食べることができない児童・生徒の保護者に対し、学校給食代替費交付金を交付するため、賄材料費を減額し、交付金を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長【稲川 洋君】 企画課長。

○企画課長【佐藤史久君】 続きまして、ページを戻っていただき、６ページを御覧ください。

第２表、継続費補正でございます。表に記載のとおり、第７款第１項商工費、道の駅整備推進事業で、事業スケジュールの見直しにより、先ほど歳出で説明いたしました２９万４，０００円の減額を令和９年度に計上するもので、総額に変更はございません。

以上で令和８年度上三川町一般会計補正予算（第１号）の説明を終わります。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【柴 光治君】 続きまして、議案第５８号「令和８年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）」について御説明いたします。

補正予算書の１２、１３ページを御覧ください。

２の歳入から御説明いたします。第３款国庫支出金、第２項国庫補助金、５目事業費補助金３１万９，０００円の増額は、介護保険報酬改定等に伴う介護保険システムの改修によるものです。

次に、第７款繰入金、第１項一般会計繰入金、５目その他一般会計繰入金３１万９，０００円の増額につきましては、先ほど、国庫補助金で増額補正いたしましたが、その裏負担分として同額を一般会計から繰り入れするものでございます。

続きまして、３の歳出について説明いたします。１４、１５ページを御覧ください。

第１款総務費、第１項総務管理費、１目一般管理費の１２節委託料６３万８，０００円の増額につきましては、介護保険報酬等に伴う介護保険システムの改修によるものでございます。

以上で介護保険事業特別会計補正予算の説明を終わります。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川 洋君】 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川 洋君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから順次採決いたします。

まず、議案第５７号「令和８年度上三川町一般会計補正予算（第１号）」を原案のとおり決定するこ

とに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号「令和8年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日、町長から、議案第59号「令和8年度上三川町一般会計補正予算（第2号）」が提出されました。1件を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 異議なしと認めます。したがって、議案第59号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長【稲川 洋君】 追加日程第1、議案第59号「令和8年度上三川町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第59号「令和8年度上三川町一般会計補正予算（第2号）」について、御説明いたします。

今回の補正予算は、町内で発生した事件を受け、町民の安心・安全のため、町内の防犯体制を強化することを目的として、防犯カメラの増設に係る経費を緊急に追加編成したものでございます。

歳入予算につきましては、繰入金にて財政調整基金繰入金を増額補正いたします。

歳出予算につきましては、総務費にて防犯費を増額補正いたします。

この結果、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,000万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を154億7,539万円とするものでございます。

詳細につきましては、所管課長より説明させていただきますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 所管課長の説明を求めます。企画課長。

○企画課長【佐藤史久君】 それでは、議案第59号「令和8年度上三川町一般会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

歳入から御説明いたしますので、補正予算書12、13ページを御覧ください。

2の歳入でございます。第18款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金2,000万円の増額につきましては、今回の補正予算の財源不足分といたしまして繰り入れるものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 続きまして、歳出予算について御説明させていただきます。補正予算書14、15ページをお開きください。

第2款総務費、第1項総務管理費、4目防犯費、14節工事請負費2,000万円の増額は、町民が安心して安全に暮らせるまちづくりを推進するため、町内における犯罪の発生を抑止し、町内の防犯体制を強化することを目的に、公共施設等に防犯カメラを設置するために増額するものでございます。

設置につきましては、公共施設や公共空間等を考えておりますが、具体的な場所や方法につきましては、現在検討を進めているところでございます。また、設置するに当たりまして、効果的な運用ができるカメラの配置とするため、警察等の関係機関や県警からの出向職員と相談しながら設置を進めてまいりたいと考えております。

以上で、議案第59号「令和8年度上三川町一般会計補正予算（第2号）」の説明を終わります。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。10番、津野田重一君。

○10番【津野田重一君】 防犯カメラの設置、これ私の住んでる上三川町上神主、大変大きな事件がございましたが、地元の人から公民館周辺に防犯カメラを設置してほしいと私もいろいろ言われてるんですけど、その辺はどのような考えでおりますか。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 自治会の公民館など、そういった周辺の設置につきましては、現在、町において街頭防犯カメラの設置費補助事業、そういったものもございまして、その事業を活用して、自治会等で設置のほうに向けての御検討していただければと考えてございます。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 10番、津野田重一君。

○10番【津野田重一君】 なるべく右と左両方につけてもらえるようにすればありがたいですけど、検討してください。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 答弁よろしいですか。他に質疑ありませんか。9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 公共施設に防犯カメラを優先的につけるというような答弁があったと思うんですが、今このような町民が不安がってる事情というのは、交差点とか、それとか、国交省は、今、橋の上には全部カメラがついてるんですね、国交省はですね。橋の上を車が通ると、それが小さなマイクロチップが入っていて、益子町の殺人事件みたいに半年もかかると見つけられると、橋を通ったってね。そういうことを考えて、この間、いきいきプラザのトイレのほうを向けて一生懸命防犯カメラをつけたんですが、私は防犯カメラというのを、誰も見ていないのにつけてね、何の抑止力になるのかなというのがまず一つと、同僚議員が前に、インチキカメラをあちこちつけて、あるよということも抑止力だというふうなことを言ったと覚えがあります。今、あなた方が町民を守るんだとか何とかというのは、公共施設じゃないと思うんですね。一般の通路だと思うんですよ。この間の事件を見たとおりに、あそこを、強盗に入るほうが悪いんですが、あれだけ下見をしてるのに回覧版を回したとか、起きてからこうだったとかと、行政のやることは、できてから何か考えるってのはすごく上手ですよ、言い訳の。

だから私が言っているのは、カメラをどういうふうにつけるかを考えたことあるんですかというのが一つと、防犯カメラというのは、エンドレスにずっと回っていて、何月何日というとはたっとそこが出てくるようなカメラもあるんです。私は、町のいきいきプラザにつけた防犯カメラを見たことがないので、どういうふうになってるか理解できないんですが、金額はでかいです。一度、私もカメラが4台ついているんですが、そんなたくさんのお金じゃなくてもつけられるんですね。私の家は、48時間、24時間、1週間分ずっと映ってるんです。

○議長【稲川 洋君】 勝山議員に申し上げますが、質問を精査してください。

○9番【勝山修輔君】 だからね、今、カメラをつけることを論議する前に、いろんなカメラがあるということを把握してからにしてもらえたらうれしいです。

○議長【稲川 洋君】 それは執行部で存じ上げてるとしていますんで、質問を的確にしてください。

○9番【勝山修輔君】 今、私いきいきプラザのところにつけたカメラのことを聞いたんですが、カメラ誰も見てないんだそうですよ。600万円もお金かけてつけたカメラを誰か見てますか。

○議長【稲川 洋君】 いや、それとこれとは別の問題ですから、質問を精査してください。

○9番【勝山修輔君】 カメラをつけるときには、カメラをつけるようなことをよく勉強してつけていただきたいと思います。

以上です。答弁は要りません。

○議長【稲川 洋君】 じゃあ質疑にならないじゃないですか。

○9番【勝山修輔君】 じゃあ答弁してください。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

今回の防犯カメラにつきまして、公共施設に設置ということで御説明させていただきましたが、こちらにつきましては、公共施設の内部というよりは、犯罪抑止という目的もございますので、今後ですね、万が一犯罪が起きたときに、警察と連携してリレー捜査が効果的に実施できるようなカメラの配置ということで、どちらかといいますと、公共施設に設置しつつも、公共空間、道路に向けた設置のほうを考えてございます。

また、設置につきましては、公共施設のみならず、警察と相談して、可能な限り交差点とかそういった公共空間にも設置してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 8番、海老原友子君。

○8番【海老原友子君】 予算で2,000万円というふうに出てますので、場所は今後考えていくというお話だったと思うんですけど、何台つけるという台数はもう決まってると思うので、その辺、細かい数字が出てくるのかというのが一つと、あとそれからですね、公共施設というと、どうしても町の中に集合しているという感じがしちゃうんですが、町から離れたところの公共施設というのは、どのようなものを考えてるのか、二つ伺います。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

まず、1点目につきましては、カメラの設置の工事費用ということが、まずどのくらいかということが考えられると思いますが、現在のところ1台当たり30万円から50万円程度と想定しております。こちらにつきましては、カメラの設置場所や設置方法、例えば電柱につけたりとか、電柱がないときに支柱を立てたりとか、そうになってしまいますと工事の方法により費用が非常にかかってしまう場合がございますので、そういったところで金額のほうを想定しております。台数につきましては、現在のところ何台というわけではございませんが、予算の範囲内でできるだけ多く設置できるようにしていければと考えてございます。

もう1点の公共施設ということで、現在考えている場所が地域にありますコミュニティーセンターであったり消防団員の詰所、そういったところであればまず各地域にございますので、そういったところに設置のほうをまず考えていければと考えてございます。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子君。

○8番【海老原友子君】 もともといきいきプラザとかORIGAMIプラザとか日産体育センターとか、そういう大きなところというのは、もともとそこ、建てるところに防犯カメラというのは設置してあったのですか、なかったのですか。その辺を聞きたいです。

○議長【稲川 洋君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 ただ今の御質問にお答えします。

今の質問で挙がっておりました体育センターとORIGAMIプラザにつきましては、もう既に外部等に向けてのカメラというのは設置してる場所もございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 海老原友子君。

○8番【海老原友子君】 3回目なので最後になりますね。そういうところを抜いて、引いてというんですか、そういうところを引いたところ、そういうところでも道路に向けて改めてつけるという形を、道路に向けてつけるという形ですね。要するに、災害が起きたときに、犯罪者の足を撮れるというような形で道路のほうに向けるという形でよろしいですか。

○議長【稲川 洋君】 町長。

○町長【星野光利君】 ちょっと総括してお答えさせていただきます。

これまで、公園等にも何年か前から少しずつ防犯カメラをつけておりますけども、それについても、警察の方ときちんと協議をしてですね、公園内も見れるように、また隣接する公道とかなんかも見れるようにというふうに今までつけてまいりました。

先ほど生涯学習課長が申し上げましたように、公共施設の中でも、公共施設を映しているものとやっぱり外を映すものというふうに、それもいろいろ警察と協議の上で方向などを決めてきた経過があります。今回は、さっき公共空間という話もしましたが、場所がまだ決まってるわけではありません。それで、警察などが持っている情報の中で、町場は民間の施設にも防犯カメラがついてるところがございますので、そういったところは道路網とか何かを持ってですね、この辺は民間施設にもきちんとついているので、ここはもしリレー捜査の中でそれが使えると。ただ、あまり商店とか何かがない場所にはそ

ういったものが少ないので、そういったところをどこにどういうふうにつければ抑止効果が図れるか、又はその犯罪が起きてしまった後のリレー捜査に、どこにどういうふうにつければ町内の道路網の中で一番有効かというのをこれから警察の御指導いただいて場所を決めていくことになりますので、それによって、その箇所によって値段も多少変わってきますので、まず今回補正予算で2,000万円ということを決議、可決いただきましたら、その中でまず早急にその場所をこれから選定ということで、場所とか機材の金額、もしくは箇所数まではまだ詰められてる状況ではございません。

○8番【海老原友子君】 承知しました。

○議長【稲川 洋君】 ほか、質疑ありませんか。7番、志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 何点が質問させていただきたいと思います。

上三川の大通りのところに交差点がありますけども、交差点の支柱に防犯カメラ推進の町というようなことで看板が立ってますけども、こういった推進の町ということを看板を設置してる上三川町ですから、この看板に恥じないような設置の仕方をしてくださいということ。

それと、私が思うのは、上三川町の入り口とか出口、幹線道路ですね。そういうところも必要じゃないかなというふうに思っています。

それと今、蓼沼公園、生沼邸の南側の公園、あと城址公園にダミーのカメラがついてますけども、これらについては撤去してもらったほうがいいんじゃないかと思います。いざ事件が起きたときに、実はこれはダミーだったんですよというふうな、町のやるのがそんなダミーで抑止力があるぐらいな感覚を持っているのは非常にまずいと。いざ事件があれば、ダミーを設置してた上三川町ということが全国放送されちゃいますから、これはかなり恥じゃないかなと思います。

それと、上三川町に防犯カメラを設置したときに、2分の1、最高50万円まで補助しますよというふうな補助金条例があるかと思うんですけども、これはどれくらいの効果を成しているのか、設置しているのか、どれくらい予算が消化されているのかというふうなこと、ちょっとその点をお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

設置場所については、先ほども答弁したとおり、一応、警察等と協議しながら効果的な場所に設置のほう考えてまいりたいと考えてございます。

あともう一つ、防犯カメラの補助事業につきましては、ちょっとどのくらいの予算というのは、ちょっと手持ちがございません。申し訳ございません、数字のほう持ち合わせてございません。

○議長【稲川 洋君】 もう一つの答弁につきましては。

補足として志鳥議員、もう一度お願いします。

○7番【志鳥勝則君】 もう1点なんですけども、私、以前、防犯カメラということで、補助事業をつくったらどうだということで一般質問した経緯がある中で、蓼沼公園の谷川付近、それと生沼家住宅の東の大通り公園ですか、あそこのトイレのほうに向かってるカメラ、それと城址公園の入り口の橋のたもとのところについてるカメラ、これはダミーでも抑止力があるんですよというふうな答弁をいただいたんですけども、今回のような事件が起きたときに、何だ上三川町はダミーカメラでやってたんか、な

んていうふうなのが、もし事件のときには全国放送されて町の恥になると思うんで、これらはぜひとも撤去しちゃって、新しい今回の補助事業でつけられればつける。こういった方法を取ってもらえないかということで質問しています。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

ダミーカメラについてはちょっと各施設所管課のほうでの、今後カメラをどのようにするかという部分もございますので、私のほうからちょっと答弁差し控えさせていただきますが、公園等に設置した場合にあっても、そういったものにつきましては、今回の防犯カメラの設置で有効的な配置ができるよう検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】 ただ今の3公園につきましては、ダミーのカメラということでございますので、今回の防犯カメラの設置の中で、場所については今後検討していくことにはなるかと思うんですけれども、その中でダミーから本物のカメラというのについては検討をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 ダミーを外すということを、これを私は大前提としてお願いしたいと思うんです。実は上三川町でつけてたカメラはあれ、ダミーなんですよと、カメラもどきなんですよと、機能していないんですよというふうなことは非常に恥ずかしい話でもあるし、町民がそういったものを、あそこにカメラついてるから安心なんだよというふうに思い込んでしまってもしょうがないということで、ぜひとも外してもらったほうがいいと思います。

必要に応じて今回の補助事業で設置していくというようなことも、これは今後検討してもらいたいというふうに思います。

○議長【稲川 洋君】 副町長。

○副町長【和田裕二君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

そもそもですね、ダミーの防犯カメラを設置してきたという経緯は、ある一定の抑止効果を期待して設置をしてきたというところでございます。その効果がいかほどのものがあつたのかどうかというのはちょっと分かりませんが、そのような経過があつたということでございます。今回このような形で防犯カメラを設置して、これまでも公園については計画的に、年に何カ所か防犯カメラを設置してきたところでございますが、今回の事件を受けまして、公園についてもですね、防犯カメラを設置していきたいと思っておりますが、抑止的な効果を全く無視していいのかどうかというのもありますので、一応そこら辺も含めてですね、優先順位を考えながら検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】 先ほどのですね、城址公園と蓼沼親水公園につきましては、既にです

ね、令和5年、令和6年ですね、カメラのほうを入れ替えております。大通公園につきましては、都市公園については順次、この事件とは別に防犯カメラの設置を計画しておりまして、その中で令和9年以降にですね、設置する予定でございました。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 よろしいですか。ほか質疑ありますか。5番、上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 議論がどうしても道路や公共施設ということになってるんですが、農作物ですとか農業機械の窃盗被害もありますので、農業者への防犯カメラの普及の啓発とか、あるいはそういう設置の費用支援とか、そういうものは考えていないんでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

農作物の盗難被害については、最近増えているということもございまして、そういった対策としてですね、カメラの設置とかセンサーカメラ、そういったもので威嚇するみたいなことで対策のほうをしていただくように、農業者のほうについては周知とかですね、ホームページとか町の広報誌などで周知しているところでございます。

防犯カメラの設置の補助でございますが、これにつきましては、特にまだ農業者からそういったことでの要望というのはございません。また、どうしてもハウスとかの設置とかになりますと、電源の問題とかいろいろございますので、実際にそういった要望がまだ出てきてないので、今後、補助金をどうするかということはまだ考えてございませんが、そういった要望が出てきましたときには検討したいと考えてございます。まず今、地域生活課のほうで補助がございまして、そういったものを、自治会とかそういったところで検討していただいて、例えば先ほど言った公民館に設置するなどしていただければと考えてございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 先ほど、志鳥議員より補助カメラの実績ということで御質問がありましたので、実績について答弁したいと思います。

令和6年度の補助実績といたしまして7件、補助金額といたしまして119万5,000円。令和7年度の補助実績といたしまして2件、15万円となっております。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 その数字についてよろしいですか。ほかありませんか。町長。

○町長【星野光利君】 今回は緊急ということで、事件の報道があった次の日からこの予算の編成について検討して、今回この議案として公共施設ということを挙げさせていただきましたけど、今後また議会の皆様に御相談申し上げることがあろうかと思っておりますけど、今の町としては、公民館とか自治会とか、そういったところでやっていただくところには補助金を今、制度設計しておりますけども、今後、上三川町にお住まいの方々の不安も強いことから、民間の施設とかそっちのほうもどういったことができるかというのを今、検討しているところでございます。

まだその制度設計に、ちょっと今までのと整合とか何かで時間が要すると思いますので、またしかる

べき機会に議会の皆様と御相談させていただきたいというふうに思います。町のほうとしては、そこを考えているということを議員の皆様にお知らせというか、町で今そういう検討をしてるということをお知らせしたいと思います。

○議長【稲川 洋君】 質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川 洋君】 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川 洋君】 ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決いたします。議案第59号「令和8年度上三川町一般会計補正予算（第2号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。会議規則第46条第1項の規定により、常任委員会に付託しました議案第54号から議案第56号までにつきましては、6月5日までに審査を終了するよう期限をつけることとしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【稲川 洋君】 異議なしと認めます。したがって、議案第54号から議案第56号までについては、6月5日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定いたしました。

○議長【稲川 洋君】 本日はこれで散会といたします。

なお、6月1日は午前10時から一般質問を行います。お疲れさまでした。

午前11時23分 散会